

—香美市議会基本条例案—

パブリックコメントを募集します

本市議会では、議会改革の一層の推進を目指し、議会運営上の最高規範となる議会基本条例の制定を目指しています。そこで、本案についてのパブリックコメントを募集します。持参、FAX、郵送、Eメール等、いずれでも結構です。市民のみなさんのご意見をお寄せ下さい。

(前文)

香美市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、香美市民から直接選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成され、同じく香美市民から直接選ばれた香美市長（以下「市長」という。）とともに、香美市の代表機関を構成する。

地方分権の時代にあって、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は多人数による合議制の機関として、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法的機能を強化、充実させるとともに、市民の意思を市政に的確に反映させることによって、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

これらの使命を達成するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）が定める規定の遵守はもとより、公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、市政への市民参加の推進、議員間の闊達な討議の展開、市長等執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研鑽や資質の向上等、必要な議会運営上の原則や体制整備等を定め、遵守、実践することにより、市民に信頼され、活力ある議会となることを目指し、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい市民に身近な議会として、議会の活性化と充実に必要な議会運営及び議員に係る基本事項を定め、積極的な情報公開と市民参加を基本とした香美市の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼

性を重視し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指し活動するものとする。

- 2 議会は、市民にわかりやすく合理的な議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）、香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを常に認識し、議員相互間の自由で闊達な討議を尊重しなければならない。

- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表として活動しなければならない。
- 3 議員は、特定の団体及び地域の代表に留まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派及び会派代表者会議については、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図るものとする。

（議会報告会）

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するために、市内各地域に直接出向き、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

（議員と市長等執行機関の関係）

第7条 議会審議において、議員と市長等執行機関は、常に緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にして行うこととする。
- 3 市長等執行機関は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 関係のある法令、条例等

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第10条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関が市民に対する責任を共有しながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 振興計画の基本構想及び基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める計画
- (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの

第5章 討議の尊重

(討議による議会の合意形成)

第11条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長及び委員長は、議員相互間の討議を尊重し、会議を運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民の提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で議論を尽くして合意形成に努めなければならない。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第12条 議会は、多様な行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会は、先進的な取り組みを学び本市の行政に活かすため、視察研修を年1回以上行うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議長は、議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

2 議長は、議会事務局の円滑な職務執行を図るため、職員体制の充実に努めなければならない。

(議会図書室の公開、充実)

第15条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

2 議会は、図書の実用と有効活用を図るものとする。

3 議会図書室の運営管理は別に定める。

(議会広報活動の充実)

第16条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報紙で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、条例を遵守しなければならない。

(議員定数)

第18条 議員定数は別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の政策課題並びに類似団体の議員定数等と比較検討し、決定するものとする。

4 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。
- 3 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び香美市特別職等報酬審議会の答申にもとづき市長が提出する場合を除き、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用し、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙後及び、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項による検証結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合、本会議において、改正の理由及び、背景を詳しく説明しなければならない。

ご意見をお寄せ下さい

持参、FAX、郵送、Eメール等いずれでも結構です
住所、氏名、電話番号、ご意見を記入の上、下記に提出して下さい

- 募集対象 香美市民
- 募集期間 平成24年5月31日必着
- 提出先 香美市役所 議会事務局
FAX 0887-53-3233
郵送 〒782-8501 香美市議会事務局行 (住所記載不要)
Eメール gikai@city.kami.lg.jp

※電話での受付はいたしません

※ご意見に対し直接ご本人への回答はいたしません (ホームページ・議会だよりにて公表)

※提出いただいた用紙等は返却いたしません

※ホームページ・議会だよりでの検討結果の公表は、ご意見の内容以外の住所、氏名等は公表しません